

第三十四回国会 大蔵委員会 議録 第三号

昭和三十五年二月十六日(火曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

- 委員長 植木庚子郎君
- 理事 足立 篤郎君 理事 坊 秀男君
- 理事 山下 春江君 理事 佐藤 觀次郎君
- 理事 平岡 忠次郎君
- 押谷 富三君 加藤 高藏君
- 嶋田 宗一君 西村 英一君
- 細田 義安君 毛利 松平君
- 石野 久男君 石村 英雄君
- 加藤 勤十君 神近 市子君
- 久保田 鶴松君 堀 昌雄君
- 大貫 大八君 春日 一幸君
- 松尾 トシ子君

出席政府委員

- 大蔵事務次官 奥村又十郎君
- (主税局税関部長) 木村 秀弘君
- 委員外の出席者
- 専門員 坂井 光三君

二月十一日

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三十九号)

同月十五日

関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

関稅暫定措置法案(内閣提出第五二号)

同月十二日

各種学校を設置する公益法人に対する課税措置撤回に関する請願(綾部健太郎君紹介)(第六九号)

同(濱田正信君紹介)(第七〇号)

恩給年金銀行設立に関する請願(濱田幸雄君紹介)(第一〇七号)

は本委員会に付託された。

二月十六日

昭和三十四年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(芳賀貢君外二十七名提出、第三十二回国会衆議院第一号)

は委員会の許可を得て撤回された。

本日の会議に付した案件

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三十九号)

関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

関稅暫定措置法案(内閣提出第五二号)

○植木委員長 これより会議を開きます。

第三十二回国会より継続して審査いたしております芳賀貢君外二十七名提出の昭和三十四年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(芳賀貢君外二十七名提出、第三十二回国会衆議院第一号)

○植木委員長 去る十一日付託になりました交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、昨十五日付託になりました関稅定率法の一部を改正する法律案及び関稅暫定措置法案の三法律案を一括して議題といたします。

○植木委員長 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○植木委員長 去る十一日付託になりました交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、昨十五日付託になりました関稅定率法の一部を改正する法律案及び関稅暫定措置法案の三法律案を一括して議題といたします。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「若しくは第十項」を、「第十項若しくは前項」に改め、

「臨時地方財政特別交付金又は」の下に「臨時地方特別交付金に関する法律」による臨時地方特別交付金若しくは「を」を加え、同項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第十三項の次に次の一項を加える。

14 政府は、当分の間、毎会計年度、当該年度における所得税、法人税及び酒税の取入見込額のそれぞれ百分の〇・三に相当する金額の合算額(当該年度の前年度以前の年度における臨時地方特別交付金に関する法律(昭和三十五年法律第 号)による臨時地方特別

交付金に相当する金額で、まだこの会計に繰り入れていないものがあるときは、これを加算し、当該前年度以前の年度において当該臨時地方特別交付金に相当する金額をこえてこの会計に繰り入れたものがあるときは、これを控除した額)に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由

臨時地方特別交付金に関する措置に伴い、その交付に関する政府の経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行なうこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表中第五類の類名の次に次のように加える。

この類において「酸価」とは、油脂又は臘一グラムのうちに含まれる遊離脂肪酸の中和に要する苛性カリのミリグラム数をい

同表中	五二五	獸脂	五分
	一	牛脂	一割
	二	その他	

五二五	獸脂	五分
一	牛脂	五分
二	豚脂	五分
甲	ラード	五分
乙	その他	五分
イ	酸価が二をこえるもの	五分
ロ	その他	五分
三	その他	五分

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由

ラードの輸入の自由化に備えてその精製業の保護に資するため、豚脂の税率を調整する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税暫定措置法案

関税暫定措置法

(趣旨)

第一条 この法律は、特定の物品について関税を軽減し、又は免除するため関税率法(明治四十三年法律第五十四号)及び関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の暫定的特例を定めるものとする。

(重要機械類の免税)

第二条 国民経済の健全な発展に資するため設備の緊急な近代化を必要とする事業又は特に育成を必要とする事業で政令で定めるものの用に供される機械類のうち、次に掲げる要件を備えるもので政令で定めるものについては、昭和三十六年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一 新式又は高性能の産業用機械類で、本邦において製作することが困難であること。

二 事業の主要な作業工程において欠くことができないものであること。

(給食用乾燥脱脂ミルクの免税)

第三条 小学校、中学校、夜間において授業を行なう課程を置く高等学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校の児童、生徒若しくは幼児又は保育所の児童の給食の用に供

される乾燥脱脂ミルクについては、昭和三十六年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

(原子力研究用物品等の免税)

第四条 政令で定める原子力の研究の用に供される物品及び原子力発電設備に使用される物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、昭和三十八年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

(航空機及びその部分品の免税)

第五条 航空機及びこれに使用する部分品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、昭和三十八年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

(農林漁業用重油の免税)

第六条 関税率法別表第五百十九号に掲げる重油のうち、温度十五度における比重が〇・八七六二をこえ、〇・八九をこえないもの(温度十五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九二五をこえないもので、温度五十度における粘度が七十レッドウッド秒をこえないものを除く)で、農林漁業の用に供されるもの(外国から本邦に到着した時においてその性質を有するものに限り)については、昭和三十

十六年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

(肥料製造用原油の免税)

第七条 関税率法別表第五百十九号に掲げる原油で、昭和三十六年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から一年以内において税関長の指定する期間内に、税関長の承認を受けた製造工場でアンモニア系窒素肥料の製造の原料として使用され、かつ、当該肥料の製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

2 関税率法第十三条第三項から第五項まで(製造用原料品の減免税の手続等)の規定は、前項の規定により関税を免除する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「これと同種の他の原料品」とあるのは、「これと同種の他の原料品又はその製品の原料となるべき他の物品」と読み替へるものとする。

3 次の各号の一に該当する場合において、当該各号に掲げる原油の数量について第一項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。ただし、同項の原油又は製品が災害その他のやむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けた減却された場合は、この限りでない。

一 第一項に規定する期間内に同項に規定する製造を終えなかつたとき(第十条第一項又は第十二条第二項の規定により関税を

徴収するときを除くものとし、前項において準用する関税率法第十三条第五項の規定による届出をしなかつたときを含む)。当該製造を終えず、又は届出をしなかつた原油

二 第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所と同項に規定する製造を行ない、又は前項において準用する関税率法第十三条第四項の規定に違反して当該製造を行なつたとき。当該製造に供した原油

(その他の物品の免税及び減税) 第八条 別表第一に掲げる物品で昭和三十六年三月三十一日までに輸入されるものについては、その関税を免除する。

2 別表第二に掲げる物品で昭和十六年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の税率は、同表に定めるところによる。

3 前二項に規定する物品のうち特定の用途に供するものであることを要件としているもので政令で定めるものについては、これらの規定により関税の免除又は軽減を受ける者は、政令で定める手続をしななければならない。

(用途外使用等の制限) 第九条 第二条から第六条まで又は第七条第一項の規定により関税の免除を受けた物品及び前条第一項又は第二項の規定により関税の免除又は軽減を受けた同条第三項に規定する物品は、その輸入の許可の日から二年以内(第七条第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、同項に規定する

期間内)に、その免除又は軽減を受けた用途(第二条又は第四条の規定により関税の免除を受けた物品については、政令で定めるところにより税関長が承認する用途を含む)以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

(用途外使用等の承認があつた場合の関税の徴収)

第十条 前条ただし書の場合においては、同条ただし書の承認を受けた物品につき第二条から第六条まで、第七条第一項又は第八条第一項若しくは第二項の規定により免除又は軽減を受けた関税を、当該承認を受けた者から直ちに徴収する。この場合において、使用による減耗、変質その他のやむを得ない理由による価値の減少があつたときは、関税率法第十条(変質又は損傷による減税)の規定に準じてその関税を軽減することができる。

2 次の各号に掲げる物品につき前項前段の規定により関税を徴収する場合において、前条ただし書の承認を受けた者が当該関税の免除又は軽減を受けた者以外の者であるとき、その他当該物品の課税価格が明らかでないときは、その徴収する関税の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 第六条の規定により関税の免除を受けた重油 当該承認を受

けた時において当該重油の輸入があつたものとみなして関税定率法別表（製油原料の用に供することにより徴収するときは、別表第二）の税率により計算した額

二 第八条第二項の規定により関税の軽減を受けた原油、重油又は粗油 当該承認を受けた時においてこれらの輸入があつたものとみなして関税定率法別表の税率により計算した額と別表第二の税率により計算した額との差額に相当する額

3 第一項の規定による関税の徴収については、関税法第十条（担保を供した場合は充当又は徴収）の規定の適用がある場合を除き、

関税徴収の例による。
 (税関職員の権限)
 第十一条 関税法第五十一条第一項第五号（税関職員の権限）の規定は、第二条から第六条まで又は第七条第一項の規定により関税を免除した場合及び第八条第一項又は第二項の規定により同条第三項に規定する物品について関税を免除し、又は軽減した場合について準用する。
 (罰則)
 第十二条 第九条の規定に違反して同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合においては、その違反に係る物品につき第二条から第六条まで、第七条第一項又は第八条第一項若しくは第二項の規定により免除又は軽減を受けた関税を、犯人から直ちに徴収する。
 3 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により関税を徴収する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条ただし書の承認を受けた」とあり、又は「当該承認を受けた」とあるのは、「第十二条第一項の違反行為をした」と読み替えるものとする。
 第十三条 第十一条において準用する関税法第五十一条第一項第五号（税関職員の権限）の規定による税関職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。
 第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産について、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
 (犯則事件の調査及び処分)
 第十五条 関税法第十一章（犯則事件の調査及び処分）の規定は、前三条の犯則事件の調査及び処分について準用する。

附則
 1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。
 附則第五項から第二十項までを削り、以下十六項ずつ繰り上げる。
 別表甲号、別表乙号及び別表丙号を削る。
 3 この法律の施行前に改正前の関税定率法の一部を改正する法律の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。
 4 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一

関税定率法別表の番号	品名
一一二	動物(別号に掲げるものを除く)のうちさる(急性灰白髄炎ワクチンの製造又は検定をする際に使用するものに限る。)
二〇五	小麦
六七二	コールドタル分りゆう物から誘導した化学的生成品及びこれと同じ成分を有するもの(医薬及び別号に掲げるものを除く)のうちジイソプロピル・ベンゼン・ハイドロパーオキシド(合成ゴムを製造する際に使用するものに限る。)
六九五	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。) 二 その他のうち次に掲げるもの (1) 四エチル鉛 (2) 放射性元素及びその化合物 (3) モリブデン・コバルト触媒又はニッケル・コバルト・クロム触媒(エチレン、ベンゼン、トルエン又はキシレンを製造するため、これらに混じている不飽和炭化水素に水素添加をする際に使用するものに限る。)、銀触媒(エチレンを酸化して酸化エチレンを製造する際に使用するものに限る。)、シリカ・アルミナ・クロム触媒又はモリブデン・アルミナ触媒(エチレンを重合してポリエチレンを製造する際に使用するもの)
一一二八	コークスのうち石油コークス
一四〇五	鉄鋼(別号に掲げる特殊鋼を除く。)
一六二七	五 板のうち厚さが〇・六ミリメートル以下でめつきしてないもの(長さが一・八メートル以下で幅が〇・九五メートル以下のもの又は面積が一・五平方メートル以下のものに限る。) 二 その他のうち次に掲げるもの (1) 計数式電子計算機(カード式又は磁気テープ式の入力機又は入出力機を使用することができるものうち、記憶容量が一万八千字以上の磁気コア式内部記憶装置を有するものに限る。)及びこれに附属する制御機

別表第二 關稅定率法 別表の番号	品名	税率
一六八六	機械(別号に掲げるものを除く。)のうち穿孔カード式統計會計機械(穿孔機、自動檢孔機、電子管式分類機、製表機、照合機及び翻訳機に限る。)	
一七〇九	木材 一 単に切り、ひき、又は割つたもの 甲 パイン、ファー、シダーその他の針葉樹 ロ その他 ロの一のうちヘムロックその他のつが属のもの(厚さが二百ミリメートルをこえないものに限る。)	
五一九	炭化水素油(別号に掲げるものを除く。) 一 原油、重油及び粗油のうち製油原料として使用するもの 二 その他(動植物性油脂、石けん、アルコール等を加えたものを含む。) 乙 その他のうち温度十五度における比重が〇・八七六二をこえず、かつ、引火点が温度百十五度をこえないもので、一般に燃料として使用するもの	六分 二割

六七一	コールドタル分りゆう物から誘導した化学的生成品及びこれと同じ成分を有するもの(医薬及び別号に掲げるものを除く。)のうち合成なめし剤(芳香族スルフォン酸又はその塩類の縮合物を主成分とするものに限る。)	五分
六九五	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。)	
七〇五	二 その他のうち次に掲げるもの (1) ビグメントレジンカラー用のエキステンダー (2) 合成なめし剤(芳香族スルフォン酸又はその塩類の縮合物を主成分とするものに限る。)	一割
七三三	合成染料 六 建築染料 乙 その他	五分
一〇一	染料及び顔料(別号に掲げるものを除く。)のうちビグメントレジンカラーベース 印刷用紙 二 その他(二平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。) 甲 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので、巻取りのものに限る。)	一割五分 一割 七分五厘

備考
この表において「重油」とは、炭化水素油のうち、温度十五度における比重が〇・八七六二をこえず、かつ、引火点が温度百三十度をこえないもので一般に燃料として使用するもの及び原油を蒸りゆうしてできたかま残油をいう。

理由
最近における石油の輸入価格の推移等にかえりみ、これに対する現行の關稅の暫定的減免制度に改め、一部免稅の打切り及び輕減稅率の引上げ等を行なうとともに、その他の關稅の暫定的減免品目について所要の調整を行ない、その適用期間を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

村又十郎君
○農村(支)政府委員 たいだいま議題となりました交付稅及び譲手稅配付金特別會計法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、その提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。政府におきましては、今般、昭和三十四年度に実施した所得稅の減稅に伴う道府縣民稅及び市町村民稅の減稅が地方公共団体に与える影響を考慮し、あわせてその財政の健全化に資するたため、当分の間、毎年度、当該年度における所得稅、法人稅及び酒稅の取入見

込額のそれぞれ百分の〇・三に相当する額の合算額を臨時地方特別交付金として地方公共団体に交付することとし、今国会に臨時地方特別交付金に関する法律案を提案いたしましたのであります。この措置に伴いまして、臨時地方特別交付金の交付に関する政府の經理は、これを交付稅及び譲手稅配付金特別會計において行なうことが適當でありますので、同特別會計法について所要の改正を行なうとするものであります。次に、關稅定率法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、豚脂の關稅率について改正を行なうとするものであります。豚脂の關稅率は、現行輸入稅表上從價十%とされておりましたが、リードの輸入の自由化に備えて国内のリード、マーガリン、ショートニング工業を保護するため、原料用ものの稅率を從價五%に引き下げる一方、精製のものの稅率を從價十五%相當の從量稅率に引き上げようとするものであります。最後に、關稅暫定措置法案について申し上げます。この法律案は、關稅の暫定的減免制度について規定することを内容とするものであります。關稅の暫定的減免制度につきましては、現在關稅定率法の一部を改正する法律の附則で規定されておりましたが、この制度の内容に調整を加えてこれをその附則から切り離し、關稅定率法及び關稅法の特例として、新たにこの法律案で規定しようとするものであります。以下、その内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

○植木委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官奥

まず、炭化水素油につきましては、最近における石炭産業の状況及び石油の輸入価格の推移等に顧み、現行の暫定減免税措置は延長しないこととしたしますが、わが国産業の実情を考慮いたしまして、昭和三十五年に限り、製油原料については現行二%の軽減税率にかえて六%の軽減税率を適用するともに、農林漁業用のA重油及び肥料製造用の原油については免税することとしたしております。

次に、電子計算機につきましては、現在暫定的に関税を免除しておりますが、このうち国産の進んでいる中型及び小型の計算機の本体につきましては、国産保護の見地から免税措置を打ち切ることにいたしております。

次に、ニッケルコバルトクロム触媒及びシリカアルミナ触媒並びに五酸化バナジウムにつきましては、それぞれ石油化学工業並びに特殊鋼産業の発展のために、また、小児麻痺用ワクチン製造用のサルにつきましては、国民保健の向上のために、いずれも昭和三十三年度に限り関税を免除することとしております。

以上申し述べました物品以外の物品で、現在暫定減免税制度の適用を受けているものにつきましては、最近の経済状況等にかんがみ、現行の暫定減免税措置をなお継続することとし、原子力関係物品及び航空機関係物品につきましては三年間、その他の物品につきましては一年間、さらに減免税の期間を延長することとしております。

次に、暫定減免税制度の適用を受けた物品のうち特定の用途に供することを条件としているものにつきましては、その減免税の目的にかんがみ、あ

らかじめ承認を受けた場合のほか、その用途外使用を禁止することとしたしております。

このほか必要な規定の整備をはかることとしております。

以上がこの三法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようお願い申し上げます。

○植木委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本日はこの程度にとどめ、次会は追って公報をもって御通知することとし、これにて散会いたします。

午前十時五十七分散会

〔参照〕

昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

昭和三十四年産米穀につき、米穀の生産者が、その生産した米穀を政府に対し売り渡す旨を政令で定める日までに申し込み、その申込により締結した契約に基いて当該米穀を昭和三十五年二月二十九日までに政府に対して売り渡した場合においては、当該生産者の昭和三十四年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡の時期及び数量に応じて次の各号に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七条の二に規定する農業所得に係る同法第九条第一項第四号の総収入金額に算入しない。

一 昭和三十四年九月三十日まで
に売り渡した米穀については、
玄米換算正味六十キログラムに
つき、八百円

二 昭和三十四年十月一日から同
月十日までの間に売り渡した米
穀については、玄米換算正味六
十キログラムにつき、七百二十
円

三 昭和三十四年十一月十一日か
ら同月二十日までの間に売り渡
した米穀については、玄米換算
正味六十キログラムにつき、六
百四十円

四 昭和三十四年十月二十一日か
ら同月三十一日までの間に売り
渡した米穀については、玄米換
算正味六十キログラムにつき、
五百六十円

五 昭和三十四年十一月一日から
昭和三十五年二月二十九日まで
の間に売り渡した米穀について
は、玄米換算正味六十キログラ
ムにつき、四百八十円

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

理由
昭和三十四年産米穀につき、生産
者からの事前売渡申込による集荷に
よつて所要数量を確保することに資
するため、事前売渡申込に基いて政
府に対して米穀を売り渡した者につ
いての所得税を軽減する必要がある。
これが、この法律案を提出する
理由である。

本案施行に要する経費
本案施行による減取見込は、約十
五億円である。

昭和三十五年二月十八日印刷

昭和三十五年二月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局